

令和8年度 附属新潟小学校「いじめ防止基本方針」

1. はじめに

(1) いじめの定義

当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条関係）

また、いじめの認知は、被害児童の立場に立って行い、些細な兆候であってもいじめとして積極的に認知し、組織的に対応する。さらに、児童が苦痛を表出していない場合であっても、関係性や継続性、周囲の状況等を踏まえ、いじめに該当するかを総合的に判断する。

(2) いじめ防止等の対策に関する附属新潟小学校の基本理念

- ・いじめは、全ての児童に起こり得るという考えに立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、未然防止・早期発見・適切な対応を基本とする。
- ・いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭その他関係者の連携のもと、いじめを解消することを目指す。
- ・児童一人一人が安心して意見を表明できる環境を整え、児童自身がいじめの防止に主体的に関わることができる学校づくりを推進する。

(3) 教職員のいじめ防止等に関する姿勢

- ・教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導は細心の注意を払う。
- ・未然防止のため、児童に心の通うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に参加、活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

2. いじめの防止等に関する基本的対策 ～学校におけるいじめの防止といじめの早期発見～

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育等の充実を図る。また、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

(1) 道徳教育等の充実

- ・学級では、友達と協力して課題を解決する場や、人との関わりについて考えを深める場を設定する。
- ・自分と違う考え方や見方を認め合いながら、よりよい結論を目指すことを大切にする。
- ・学校行事、児童会活動では、児童同士が協働する活動を取り入れ、達成感や感動、人間関係の深化が得られるように工夫する。
- ・いじめ未然防止に向けた教育プログラムを計画的に実施し、いじめを許さない心情を深める授業や生命や人権を尊重する意識を高める授業を工夫する。

(2) 早期発見のための措置

- ・日常的に「全職員で児童に声を掛けること」を徹底する。
- ・日頃の児童の様子から、気になるところがあったら、速やかに管理職に報告、連絡、相談、確認することを教職員間で徹底する。

- ・欠席、遅刻、保健室利用等の情報を総合的に把握し、気になる児童を組織的に共有する体制を整える。
 - ・登校しぶり傾向の児童に対して早期に、組織的に対応を行う。
 - ・学校生活に関わるアンケートを計画的（原則学期ごと）に実施し、その結果を複数人体制で確認する。アンケート結果を基に児童一人一人との教育相談を実施する。
 - ・ICTを活用した相談窓口を整備し、早期発見に努める。
 - ・教育相談の結果や欠席状況等について共有し、組織的に対応を行う。
- (3) 相談体制の整備
- ・学校生活に関わるアンケート実施後に、教育相談の期間を計画し、児童が安心して担任に相談できる日を設ける。
 - ・フロアマネージャーや養護教諭、出張授業者なども積極的に児童に声を掛け、児童が担任以外の職員にも相談しやすい関係を作る。
 - ・相談内容は組織で共有し、継続的な支援につなげる。
 - ・必要に応じて、保護者に対して関係機関を紹介する。
- (4) インターネット利用に関するいじめ対策
- ・ネット上の誹謗中傷や SNS トラブル、ゲーム等でのトラブル等の未然防止のために、情報モラル教育の指導を計画的に行う。
 - ・タブレット端末や情報機器を扱う上での、使用者の責任や判断について指導する。
 - ・インターネット利用に関するいじめについては、被害拡大を防止するために、必要に応じて附属学校部や警察等の関係機関との連携を図る。
- (5) 啓発活動
- ・家庭においても、いじめの把握や防止に対する意識を高めてもらう。そのために、学校でのいじめ防止の取組や学校がいじめ状況について、個人情報に留意しつつ、保護者への働き掛けを行う。
3. いじめへの対処
- ・いじめを認知したら、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先する。保護者に今後の方針や対応、経過を継続的に共有する。
 - ・いじめの疑いの段階であっても、速やかに関係職員で情報共有し、組織的に対応方針を決定する。
 - ・いじめには組織で早期対応し、解消に向けた方針と手順の共通理解を図る。また、多方面から情報を収集、整理し、いじめの全体像を把握したうえで組織的に対応にあたる。
 - ・周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
 - ・いじめを行った児童に対しては、適切に指導するとともに必要な支援を行う。また、必要に応じて、スクールカウンセラーの活用等も含め、関係機関と連携し、対応する。
 - ・いじめは、謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の二つの要件が満たされていることを慎重に見極める。
 - ① 少なくとも3か月はいじめに係る行為が止んでいること
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、い

じめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

4. 組織的対応（別紙「いじめ問題等の組織的対応図」参照）

- ・いじめ等対策委員会を設置し、管理職、生活指導主任、学級担任、フロアマネージャー、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。
- ・いじめ疑い、事案発生時には速やかに招集する。

5. 重大ないじめを受けた児童及び保護者への基本方針

- いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童はもちろんのこと、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って、指導・支援する。

6. 重大事態に至った場合の対応

(1) 重大事態について

- ・重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。
- ・重大事態が疑われる段階で速やかに設置者へ報告する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発生した場合
- いじめにより児童が相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

※相当な期間は、不登校の定義を踏まえて、年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。

(2) いじめを受けた児童への対応

重大事態に関わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられるため、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに以前にも増して、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ① 学級担任やフロアマネージャー、養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに関わる事実関係を明らかにするために、聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめ解消に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解消方法を共に検討する。
- ④ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、必要に応じてスクールカウンセラー等によるカウンセリングを勧める。

(3) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ① 学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめが起きてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童がいじめを受けたことに関わる事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。

- ③ いじめ解消に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解消方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを勧める。

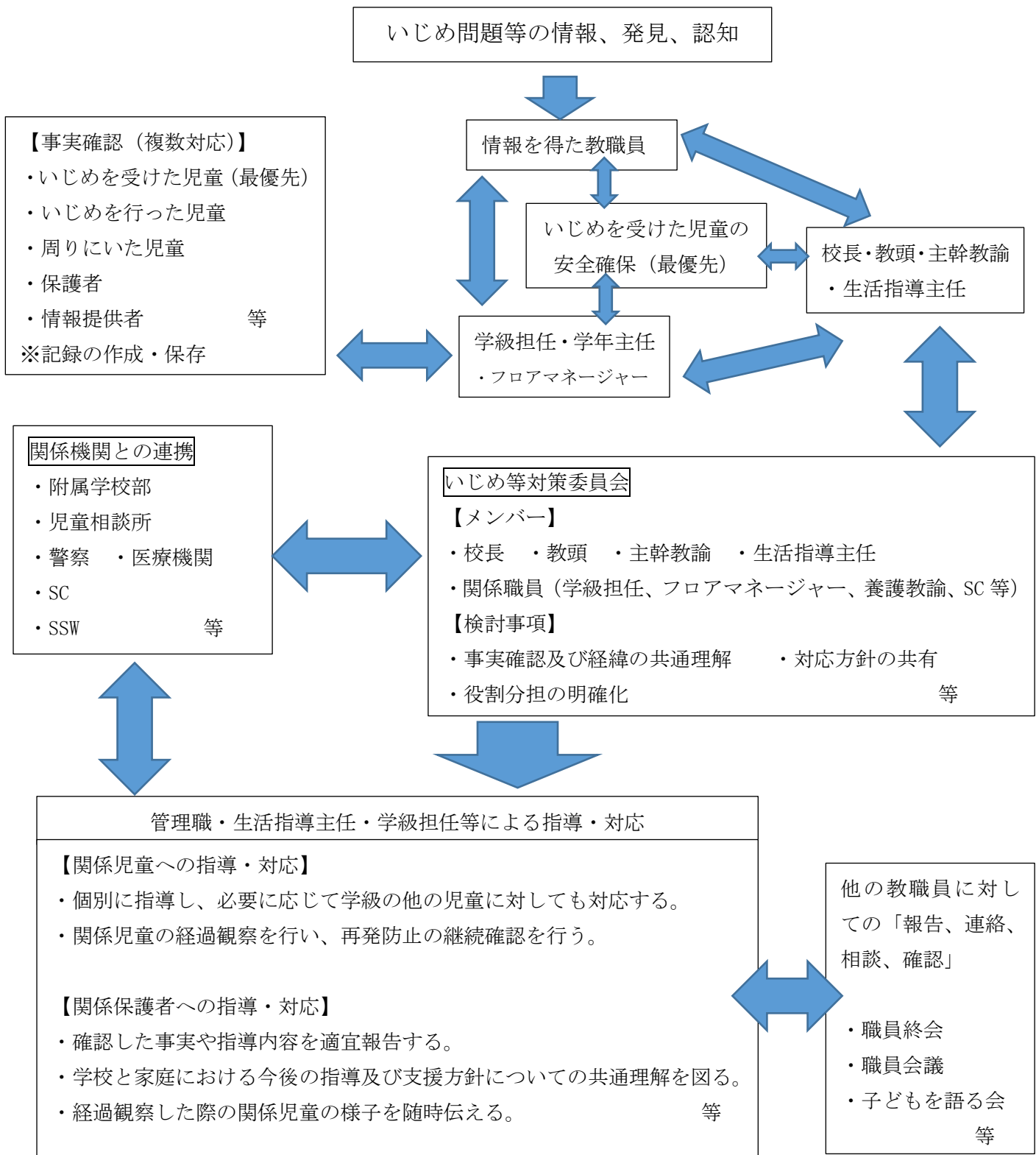
(4) いじめを行った児童及び保護者への対応

- ① いじめを行った児童には、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させる。
- ② 本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活での再発防止に前向きな姿勢を引き出していく。
- ③ 当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに関わる事実を丁寧に伝える。また、指導や解消に向けた道筋についての共通理解を図り、保護者への協力を求める。
- ④ 今後の当該児童への対応や支援について学校と家庭で共有し、対応を継続していく。

7. 評価・見直し

- ・本方針は年1回以上見直しを行い、実効性の向上を図る。
- ・教職員研修を定期的 to 実施し、いじめ対応力の向上を図る。

いじめ問題等の組織的対応図



※ 上記を原則とするが、状況等に応じて臨機応変に対応していく。